




第三号様式

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の26第1項

【提出先】 関東財務局長 

【氏名又は名称】 弁護士 江尻 隆

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
あさひ・狛法律事務所

【報告義務発生日】 平成18年9月30日

【提出日】 平成18年10月16日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 3名

【提出形態】 連名

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6592
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	千葉県松戸市松飛台430番地

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション (Mackenzie Financial Corporation)
住所又は本店所在地	カナダ、M5S 3B5、オンタリオ州、トロント、ブルア・ストリート・ウエスト150、 スウィート810 (150 Bloor Street West, Suite 810, Toronto, Ontario, Canada M5S 3B5)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2000年4月1日
代表者氏名	チャールズ・アール・シムズ (Charles R. Sims)
代表者役職	社長兼CEO
事業内容	投資ファンドの運用

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			1,072,100
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,072,100
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	1,072,100	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年9月30日現在)	S	47,075,881
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		2.28%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Mackenzie Cundill Investment Management Ltd.)
住所又は本店所在地	カナダ、V6E 2E9、ブリティッシュ・コロンビア州、バンクーバー、 ウエスト・ヘイスティングス・ストリート 2200-1055 (2200-1055 West Hastings Street, Vancouver, British Columbia, Canada V6E 2E9)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2006年5月11日
代表者氏名	リサ・パンクラッツ (Lisa Pankratz)
代表者役職	社長
事業内容	ポートフォリオ・マネジメント

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券(株)			1,591,300
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M	N	O 1,591,300
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	1,591,300	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 18 年 9 月 30 日現在)	S	47,075,881
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)		3.38 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		—

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント（バミューダ）リミテッド (Mackenzie Cundill Investment Management (Bermuda) Ltd.)
住所又は本店所在地	バミューダ諸島、HM EX、ハミルトン、ビクトリア・ストリート22、私書箱 1179 (22 Victoria Street, P.O. Box 1179, Hamilton, HM EX, Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2006年7月31日
代表者氏名	ジェイムズ・キース (James Keyes)
代表者役職	社長
事業内容	ポートフォリオ・マネジメント

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券(株)			279,600
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M	N	O 279,600
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M + N + O - P)	Q	279,600	
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 18 年 9 月 30 日現在)	S	47,075,881
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)		0.59 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		—

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

(1) マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション (Mackenzie Financial Corporation)

(2) マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Mackenzie Cundill Investment Management Ltd.)

(3) マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント(バミューダ)リミテッド(Mackenzie Cundill Investment Management (Bermuda) Ltd.)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			2,943,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 2,943,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	2,943,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

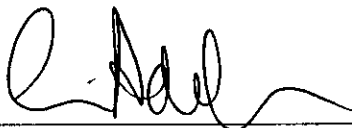
発行済株式総数(株) (平成18年9月30日現在)	S	47,075,881
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S) x 100)		6.25%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Mackenzie Financial Corporation, a company organized and existing under the laws of the Province of Ontario, Canada ("MFC"), does hereby appoint Messrs. Takashi Ejiri and Rika Sato, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, severally and not jointly, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution, to represent MFC in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of MFC or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, MFC has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 10th day of October, 2006.

Mackenzie Financial Corporation

By:  _____

Name: Eric J. Adelson

Title: Vice President, Legal

(訳文)

委任状

カナダ国オンタリオ州法に基づき設立され存続している法人であるマッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション（以下、「MFC」という）は、本書により、あさひ・狛法律事務所の弁護士江尻隆氏及び同佐藤りか氏を、MFCの真正かつ正当な代理人としてそれぞれ、共同代理人としてではなく任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関しMFCを代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006年10月10日、MFCはその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

マッケンジー・ファイナンシャル・
コーポレーション

(署名)

役職： リーガル、ヴァイス・プレジデント

氏名： エリック・ジェイ・アデルソン

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆



From MCIML to MFC (reports by co-owners)

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Mackenzie Cundill Investment Management Ltd., a company organized and existing under the laws of the Province of British Columbia, Canada ("MCIML"), does hereby appoint Mackenzie Financial Corporation, a company organized and existing under the laws of the Province of Ontario, Canada, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent MCIML in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, MCIML has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 10th day of October, 2006.

Mackenzie Cundill Investment Management Ltd.

By:  _____

Name: Eric J. Adelson

Title: Vice President

(訳文)

委任状

カナダ国ブリティッシュ・コロンビア州法に基づき設立され存続している法人であるマッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下、「MCIML」という）は、本書により、カナダ国オンタリオ州法に基づき設立され存続する法人であるマッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーションを、MCIMLの真正かつ正当な代理人として任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関し MCIML を代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006年10月10日、MCIMLはその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

マッケンジー・キャンディル・インベストメント・
マネジメント・リミテッド

(署名)

役職： ヴァイス・プレジデント

氏名： エリック・ジェイ・アデルソン

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆



From MCIMBL to MFC (reports by co-owners)

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Mackenzie Cundill Investment Management (Bermuda) Ltd., a company organized and existing under the laws of Bermuda ("MCIMBL"), does hereby appoint Mackenzie Financial Corporation, a company organized and existing under the laws of the Province of Ontario, Canada, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent MCIMBL in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, MCIMBL has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 10th day of October, 2006.

Mackenzie Cundill Investment Management (Bermuda) Ltd.

By: 

Name: Charles R. Sims

Title: Director

(訳文)

委任状

バミューダ法に基づき設立され存続している法人であるマッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント (バミューダ) リミテッド (以下、「MCIMBL」という) は、本書により、カナダ国オンタリオ州法に基づき設立され存続する法人であるマッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーションを、MCIMBLの真正かつ正当な代理人として任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書 (以下「当報告書」という) を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関しMCIMBLを代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006年10月10日、MCIMBLはその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

マッケンジー・キャンディル・インベストメント・
マネジメント (バミューダ) リミテッド

(署名)

役職： ディレクター

氏名： チャールズ・アール・シムズ

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆

